

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、診療料等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用料)

第2条 中期計画第9第1項(2)の自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償額を請求できる者の使用料については、中期計画第9第1項(1)の規定により算定した使用料に1.5を乗じて得た額とする。

2 中期計画第9第1項(2)に規定するその他理事長が定める者のうち、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険の資格を有しない者の使用料については、中期計画第9第1項(1)の規定により算定した使用料に2を乗じて得た額とする。

### (保険外負担)

第3条 中期計画第9第1項(3)①の保険外負担料の額は別表第1のとおりとする。

### (個室料)

第4条 中期計画第9第1項(3)②の個室料の額は別表第2のとおりとする。

### (手数料)

第5条 中期計画第9第2項の手数料の額は別表第3のとおりとする。

### 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

### 附 則

1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定（分娩料、多胎分娩料、新生児保育料及び妊産婦健康診査料に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日以後の分娩、多胎分娩、新生児保育及び妊産婦健康診査に適用し、同日前の分娩、多胎分娩、新生児保育及び妊産婦健康診査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定（産科指導料、簡易超音波検査料及び4D超音波検査料（写真交付する場合）に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日以後の指導及び検査に適用する。

附 則

この改正規程は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

（施行日）

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）以後に実施するものに適用し、施行日前に実施するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に発行された文書に適用し、施行日前に発行された文書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、平成28年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、平成29年1月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定（産科諸雑費等、リンパ浮腫治療料に係る部分に限る。）は、平成30年1月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定（MEN1遺伝子診断料及び診療録開示に伴うX線フィルム複写料（画像データからX線フィルムの場合）に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第2項の規定は平成31年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に診療を受ける者に適用し、施行日前に診療を受ける者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規程にかかわらず、改正後の規程第2条第2項の規定は、施行日前から入院し、施行日以降継続して入院診療を受ける者について適用しない。
- 4 改正後の規程別表第1の規定は、平成31年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。ただし、分娩料に係る部分は、平成32年2月1日以後に分娩するものに適用する。

附 則

この改正規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和元年10月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第2の規定は、施行日以後の個室の使用に係る個室料に適用し、施行日前に個室の使用に係る個室料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和3年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。ただし、分娩料に係る部分は、令和4年3月1日以後に分娩するものに適用し、患児家族等宿泊施設使用料（以下「使用料」という。）に係る部分は、施行日以後の使用に係る使用料に適用し、施行日前から引き続き宿泊施設に滞在するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の周術期デュルバルマブ静脈内投与療法については、厚生労働省先進医療技術審査部会での協力医療機関の追加申請が承認された日から施行する。
- 4 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定（初診及び再診にかかる選定療養費に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日以後に診療を受ける者に適用し、施行日前に診療を受ける者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、厚生労働省先進医療技術審査部会での協力医療機関の追加申請が承認された日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、令和5年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定の郵便手数料（簡易書留）に係る部分は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定の拡大新生児マス・スクリーニング検査に係る部分は、令和6年3月1日以後に実施する者に適用し、HLA-A, B, C, DR遺伝子検査（造血幹細胞提供者）及びHLA-C遺伝子検査（造血幹細胞提供者）に係る部分は、令和6年4月1日以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程別表第3の公費医療申請に関する診断書・証明書に係る部分は、令和6年4月1日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第2の規定は、施行日以後の個室の使用に係る個室料に適用し、施行日前から個室を使用している個室料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定の遺伝子検査（NGS解析によるもの）に係る部分は、令和6年10月1日以後（以下「施行日」という。）に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規定別表第1の規定の郵便手数料に係る部分は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和6年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定の4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）に係る部分は、令和6年11月1日以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。ただし、初診に関する選定療養費（非紹介加算）及び時間外に関

する選定療養費に係る部分は、施行日以後に診療を受ける者に適用し、紙おむつ、ナプキン及び簡易ねまきに係る部分は、施行日以後に交付を受ける者に適用し、施行日前に診療を受ける者及び交付を受ける者については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

保険外負担料（1）

区分		単位	金額（円）
初診に関する 選定療養費 （非紹介加算）	その診療に ついて消費 税及び地方 消費税を課 されない場 合	総合医療センター	10,000
		十三市民病院	2,500
	その他の場 合	総合医療センター	11,000
		十三市民病院	2,750
再診に関する 選定療養費	その診療に ついて消費 税及び地方 消費税を課 されない場 合	総合医療センター	3,000
	その他の場 合		3,300
時間外に関する 選定療養費	その診療に ついて消費 税及び地方 消費税を課 されない場 合	総合医療センター	10,000
	その他の場 合		11,000
多焦点眼内レンズに関する 選定療養費		通常	片眼につき 248,240
		乱視用	片眼につき 270,240
分娩料 （総合医療セン ター）	本市の区域 内に住所を 有する者	診療時間内	300,000
		診療時間外	320,000
		深夜	340,000
	その他の者	診療時間内	350,000
		診療時間外	374,000
		深夜	398,000

分娩料 (十三市民病院)	本市の区域内に住所を有する者	診療時間内	1人1回	200,000
		診療時間外		220,000
		深夜		240,000
	その他の者	診療時間内		240,000
		診療時間外		264,000
		深夜		288,000
多胎分娩料 (総合医療センター)	本市の区域内に住所を有する者	診療時間内	1人増すごとに	150,000
		診療時間外		160,000
		深夜		170,000
	その他の者	診療時間内		175,000
		診療時間外		187,000
		深夜		199,000
多胎分娩料 (十三市民病院)	本市の区域内に住所を有する者	診療時間内	1人増すごとに	100,000
		診療時間外		110,000
		深夜		120,000
	その他の者	診療時間内		120,000
		診療時間外		132,000
		深夜		144,000
分娩麻酔管理料			1回	105,070
新生児保育料			1日につき	6,000
産科諸雑費等	産科諸雑費	母親	1回	4,300
		新生児	1日につき	400
	胎盤処置料		1個につき	1,700
産科指導料			1回	2,880
簡易超音波検査料			1回	2,000
4D超音波検査料			1回	3,000
インプラント義歯手術料		歯根の数が1のもの	1組	366,670以内
		歯根の数が2又は3のもの	1組	896,300以内
		歯根の数が4以上のもの	1組	1,619,440以内
歯科処置料			1件	81,480以内

セカンドオピニオン（他の医療機関を受診している患者又はその家族が治療方法等に係る医師の意見を聴くことをいう。）に係る医師所見料	小児系診療科を除く医師の対面によるもの	1回	22,000 (60分以内)
	小児系診療科医師の対面によるもの	1回	11,000 (60分以内)
	小児系診療科医師の書面によるもの	1回	3,210
リンパ浮腫治療料	リンパ浮腫治療にかかる指導料（入院中に行われるものを除く）	1回	初回 3,060 2月目以降 2,440
	片側上肢又は片側下肢が患肢である場合 60分	1回	4,070
	片側上肢又は片側下肢が患肢である場合 90分	1回	6,110
	両側上肢又は両側下肢が患肢である場合 120分	1回	8,150
遺伝カウンセリング料	15分未満	1回	3,580
	15分以上30分未満	1回	7,160
	30分以上45分未満	1回	10,740
	45分以上	1回	14,320
	出生前診断初診時	1回	8,800
患者以外の第三者による医師との面談料	精神科	1回	3,630
	その他	1回	5,500
爪ワイヤー処置料	マチワイヤー	初回	11,410
		2回目以降	7,030
	VHOワイヤー	初回	9,980
		2回目以降	7,640
CO <sub>2</sub> レーザー処置料	3mm未満		9,680
	3mm～5mm		13,750
	5mm～10mm		18,130

		10mm 以上の 場合 5 mm ごとに	8,560
頭皮冷却処置料		1 回	7,910
患児家族等宿泊施設使用料		1 室 1 泊	1,200
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスの短期入所に要する費用			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第2号の規定により算定した額
乳房再建術後乳輪・乳頭部入れ墨治療(片側)		1 回	30,560
母体血胎児染色体検査又は羊水検査の検査結果を説明する場合の診断料		1 回	3,300
母体血胎児染色体検査又は羊水検査の検査結果を説明する場合の診断料(簡易超音波検査を伴う場合)		1 回	5,500
腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術料		1 回	306,500
周術期デュルバルマブ静脈内投与療法		1 コースにつき	5,460
腫瘍治療電場療法		1 コースにつき	3,760
多血小板血漿 (PRP) 療法	第2種	1 回	49,500
	第3種	1 回	31,900
頭蓋形状誘導ヘルメットを用いた頭位性斜頭の治療料		1 回	420,000
長期入院料加算(入院期間が180日を超える入院で厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く)	総合医療センター	1 日につき	2,630
	十三市民病院	1 日につき	2,630

別表第1 (第3条関係)

保険外負担料(2)

区分	単位	金額(円)
避妊リング挿入料	1 回	22,460 +リング代

避妊リング抜去料	1回	22,460	
人工受精処置料	1回	18,230	
妊婦健康診査料	1回	3,780	
産後健康診査料	1回	5,000	
拡大新生児マス・スクリーニング検査	1回	12,800	
HBV分子系統解析検査料	1回	14,300	
HBVサブジェノタイプ判定検査料（PCR法）	1回	4,950	
オンコタイプDX検査料	1回	407,000	
羊水検査料	1回	101,200	
	FISH法を伴う場合	1回	122,100
	双胎の場合	1回	162,800
	双胎でFISH法を伴う場合	1回	203,500
母体血胎児染色体検査料（NIPT）	1回	95,700	
母体血胎児染色体検査後の羊水検査料	1回	64,900	
	FISH法を伴う場合	1回	85,800
	双胎の場合	1回	126,500
	双胎でFISH法を伴う場合	1回	168,300
遺伝子検査	Single Exon解析によるもの	1回	10,070
	Sanger法によるもの	1回	34,920
	Sanger法によるもの（処理が複雑なもの）	1回	56,320
	NGS解析によるもの	1回	42,630
	MLPA解析によるもの	1回	32,020
遺伝学的検査A	1回	38,500	
遺伝学的検査B	1回	44,000	
遺伝学的検査C	1回	49,500	

遺伝学的検査 D	1 回	55,000	
HLA-A 遺伝子解析	1 回	17,600	
HLA-B 遺伝子解析	1 回	17,600	
HLA-C 遺伝子解析	1 回	17,600	
HLA-DRB1 遺伝子解析	1 回	19,800	
HLA-A, B, C, DR 遺伝子検査 (造血幹細胞提供者)	1 回	43,450	
HLA-C 遺伝子検査 (造血幹細胞提供者)	1 回	14,850	
HLA 抗体検査 (1 座)	1 回	11,000	
HLA 抗体検査 (5 座)	1 回	46,200	
抗体クロスマッチ検査	1 回	22,000	
抗 HLA 抗体スクリーニング検査 (PRA)	1 回	22,000	
抗 HLA 抗体同定検査 (class I) サプリメント	1 回	11,000	
抗 HLA 抗体同定検査 (class I) シングルアンチゲン	1 回	22,000	
抗 HLA 抗体同定検査 (class I) サプリメント+シングルアンチゲン	1 回	27,500	
抗 HLA 抗体同定検査 (class II) サプリメント	1 回	11,000	
抗 HLA 抗体同定検査 (class II) シングルアンチゲン	1 回	22,000	
抗 HLA 抗体同定検査 (class II) サプリメント+シングルアンチゲン	1 回	27,500	
がん遺伝子検査 B	1 回	884,070	
	解析中止の場合	1 回	334,070
抗 NAE 抗体	1 回	43,720	
抗 MOG 抗体 (Live CBA 法) 半定量	1 回	41,520	
壊死性ミオパチー関連自己抗体	1 回	39,320	
インターロイキン-6 (IL-6) (髄液)	1 回	9,070	
傍腫瘍性神経症候群関連抗体セット (PNS12)	1 回	29,420	
眼感染症 PCR 検査	1 回	32,720	
RASA1 遺伝子検査	1 回	38,420	

コレスタノール		1回	12,680
筋炎関連抗体セット (MYO)		1回	17,080
抗 LGI1 抗体		1回	40,840
抗 CASPR2 抗体		1回	36,000
抗 LGI1 抗体+抗 CASPR2 抗体		1回	60,200
組織トランスグルタミナーゼ抗体-IgA		1回	13,730
遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する予防的乳房切除術		1連につき	診療報酬の算定方法に基づく点数に10円を乗じて得た額
遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する予防的卵巣・卵管摘出術		1連につき	診療報酬の算定方法に基づく点数に10円を乗じて得た額
卵巣組織凍結保存にかかる卵巣組織摘出術	開腹によるもの	1連につき	512,410
	腹腔鏡によるもの	1連につき	479,330
退院時処置料 (死亡)		1回	3,270
新生児肌着	院内出生 30 日以内	1日につき	150
	上記以外	1日につき	160
小児病衣		1日につき	140
頭皮冷却インナーキャップ		1個	1,720
紙おむつ	大人用	1枚	160
	フラットタイプ	1枚	30
	小児用	1枚	30
ナプキン		1枚	20
T字帯	かんたんT字帯	1枚	190
	ディスポT字帯	1枚	80
簡易ねまき		1セット	1,030
スポンジスワブ		1本	20
マウスウォッシュジェル		1本	850
マスク		1枚	10

診察券再発行料	1 枚	100
診療録複写料（単色刷り・両面の場合は2枚扱い）	1 枚	10
診療録複写料（多色刷り・両面の場合は2枚扱い）	1 枚	50
診療録開示に伴う画像情報CD-R複写料	1 枚	90
診療録開示に伴う画像情報DVD-R複写料	1 枚	120
診療録開示に伴うX線フィルム複写料（画像データからX線フィルムの場合）	1 枚	1,200
郵送手数料（普通郵便）	1 回	110
郵送手数料（簡易書留）	1 回	460
ワクチン		
2種混合（沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド「タケダ」）	1 回	4,400
2種混合（沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド「第一三共」）	1 回	4,950
2種混合（沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド「DTビック」）	1 回	4,950
3種混合（沈降精製百日咳ジフテリア破傷風混合ワクチン：トリビック）	1 回	4,950
3種混合（Tdap：ブーストリックス）	1 回	8,800
4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）	1 回	10,450
4種混合（スクエアキッズ皮下注シリンジ）	1 回	11,000
4種混合（テトラビック皮下注シリンジ）	1 回	10,450
5種混合（ゴービック水性懸濁注シリンジ）	1 回	19,800
乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）	1 回	11,000
麻疹（乾燥弱毒生麻疹ワクチン）	1 回	6,600
風疹（乾燥弱毒生風疹ワクチン「タケダ」）	1 回	6,600
流行性耳下腺炎（乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン）	1 回	6,600
水痘（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）	1 回	8,250
麻疹・風疹混合（乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン：ミールビック）	1 回	9,350

インフルエンザ菌b型ワクチン (アクトヒブ)	1回	8,800	
肺炎球菌ワクチン (プレベナー13水性懸濁注)	1回	11,550	
肺炎球菌結合型ワクチン (バクニューバンス水性懸濁性シリンジ)	1回	11,550	
ヒトパピローマウイルスワクチン(サーバリックス)	1回	17,050	
ヒトパピローマウイルスワクチン(ガーダシル水性懸濁)	1回	15,950	
ヒトパピローマウイルスワクチン(シルガード9)	1回	25,850	
ロタウイルスワクチン (ロタリックス内用液)	1回	13,750	
乾燥まむしウマ抗毒素	1回	111,650	
肺炎球菌 (ニューモバックス NP シリンジ)	1回	8,250	
髄膜炎菌ワクチン (メナクトラ)	1回	23,650	
4価髄膜炎菌ワクチン (メンクアッドファイ)	1回	23,650	
ガンマグロブリン	3ml	1回	7,150
	6ml	1回	9,900
	9ml	1回	13,200
帯状疱疹ワクチン (シングリックス筋注用)	1回	22,000	
精製ツベルクリン (一般診断用)	1回	7,700	
水痘抗原「ビケン」皮内検査	1回	4,950	
インフルエンザHAワクチン (ビケンHA4価) 成人・小児1回目	1回	4,400	
インフルエンザHAワクチン (ビケンHA4価) 小児2回目	1回	2,750	
インフルエンザHAワクチン (フルービックHA4価) 成人・小児1回目	1回	4,400	
インフルエンザHAワクチン (フルービックHA4価) 小児2回目	1回	2,750	
イモバックスポリオ皮下注	1回	8,800	
日本脳炎ワクチン(ジェービックV)	1回	6,600	
腸チフスワクチン	1回	7,700	

沈降破傷風トキソイドキット「生研」		1回	4,400
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（ラビピュール筋注用）		1回	14,850
髄膜炎菌B群ワクチン（ベクセロ）		1回	23,100
A型肝炎（エイムゲン）		1回	7,150
B型肝炎（ビームゲン）	0.25ml	1回	4,950
	0.5ml	1回	5,500
B型肝炎（ヘプタバックス）	0.25ml	1回	5,500
	0.5ml	1回	5,500
黄熱ワクチン		1回	17,050
RSウイルスワクチン（アブリスボ筋注用）		1回	30,250
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン（タイコバックス水性懸濁筋注0.5mL）		1回	14,300
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン（タイコバックス小児用水性懸濁筋注0.25mL）		1回	14,300

別表第2（第4条関係）

個室料

病室の区分	病室の提供について消費税及び地方消費税を課される場合		病室の提供について消費税及び地方消費税を課されない場合	
	本市の区域内に住所を有する者	その他の者	本市の区域内に住所を有する者	その他の者
特 S	44,000 円	52,800 円	40,000 円	48,000 円
特 A 1	33,000 円	39,600 円	30,000 円	36,000 円
特 A 2	27,500 円	33,000 円	25,000 円	30,000 円
特 B 1	22,000 円	26,400 円	20,000 円	24,000 円
特 B 2	16,500 円	19,800 円	15,000 円	18,000 円
特 C 1	11,000 円	13,200 円	10,000 円	12,000 円
特 C 2	8,800 円	10,560 円	8,000 円	9,600 円
A	7,700 円	9,240 円	7,000 円	8,400 円
D 1	2,420 円	2,910 円	2,200 円	2,640 円
D 2	1,980 円	2,380 円	1,800 円	2,160 円

別表第3（第5条関係）

手数料

○ 生命保険・年金・補償金・各種手当に関する診断書・証明書	
産科医療補償制度補償請求用専用診断書（補償認定請求用）	11,000円
産科医療補償制度補償請求用専用診断書（補償分割金請求用）	5,500円
生命保険に関するもの	5,500円
簡易保険に関するもの	5,500円
障害年金保険（任意・強制）	5,500円
厚生年金保険	5,500円
特別児童扶養手当認定用診断書	5,500円
特別障害者手当認定用診断書	5,500円
福祉手当認定用診断書	5,500円
分娩又は出産手当金に係る証明書	2,200円
育児手当金に係る証明書	2,200円
その他特殊なもの	3,300円
○ 自賠償に関する診断書・証明書	
自賠償用後遺症診断書	5,500円
自賠償用診断書	5,500円
自賠償料金証明書	5,500円
○ 英語等外国語で文書作成した診断書・証明書	
英語等外国語で文書作成した診断書・証明書	5,500円
英語等外国語で文書作成したワクチン接種証明書	5,500円
○ 既往症、経過現症又は診断結果の詳細を記載するもの	
裁判関係診断書	3,300円
勤務先指定様式診断書（除保険）	3,300円
身体障害者・被爆者認定用診断書（手帳交付用）	3,300円
その他特殊なもの	3,300円
○ 公費医療申請に関する診断書・証明書	
指定難病申請用臨床調査個人票	3,300円
小児慢性特定疾患医療意見書	3,300円
精神障害者保健福祉手帳交付申請用診断書	3,300円
○ 既往症、経過現症又は診断結果の概要を記載するもの	
院内様式診断書（一般・死亡）	2,200円
死亡届（法定書式）	2,200円
出産（死産）証明書（法定書式）	2,200円
学校指示による受診報告書	2,200円
保育所関係診断書	2,200円
母性健康管理指導連絡カード	2,200円

その他特殊なもの	2,200 円
○ 簡易な証明書	
料金証明書 (明細不要)	1,100 円
入退院証明書	1,100 円
通院証明書	1,100 円
保険組合独自の補助金交付のためのもの	1,100 円
その他簡易なもの	1,100 円